

令和4年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間実施要綱 ～応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーン～

1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和4年10月1日から1時間1,072円に改正されることが決定した。

今回の改正は、改正前に比較して31円(引上げ率2.98%)の引上げとなり、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業等」という。)の負担が大きくなるとの指摘がある中、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業等に対する支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められている。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、中小企業等に対する支援策として、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知について、集中的な取組を行うこととする。

2 取組期間

令和4年9月1日～10月31日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 関係団体を通じた周知

ア 主な団体及び業界団体を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】

イ 東京都全域又は多摩地区全域を統括する業界団体及び東京都労働保険事務組合連合会各協議会に東京労働局賃金課職員が訪問し、最低賃金及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】

ウ 自治体及び各種団体に対し、最低賃金及び業務改善助成金のリーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局】【署】

エ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【署】

(2) 個別事業場に対する周知

ア 最低賃金及び業務改善助成金について東京労働局YouTube公式チャン

ネル等を活用した情報発信を実施。【局】

- イ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援等において最低賃金及び業務改善助成金の周知を徹底。【署】
- ウ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】
- エ 局署において実施する集団指導、説明会各種会合等において、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】

(3) その他

- ア 関東一円に最低賃金及び業務改善助成金を周知するため、東京だけではなく千葉・埼玉・神奈川へ乗り入れをしている東京メトロ全線等に、最低賃金及び業務改善助成金の車内広告等を掲載予定。【局】
- イ 最低賃金及び業務改善助成金を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署・所】
- ウ 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、公共職業安定所庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【所】
- エ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置きを実施。【局】
- オ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及び業務改善助成金の周知依頼を実施。【局】
- カ 主な経営者団体、東京都社会保険労務士会、全国労働保険事務組合連合会東京支部、東京都社会福祉協議会等の業界団体等のメールマガジンに、最低賃金及び業務改善助成金の広報記事を掲載。【局】



1072円 ドーナツと覚えてね！